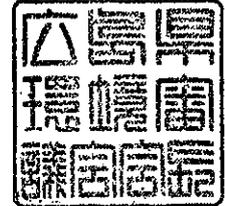


令和2年8月24日

広島県環境審議会  
生活環境部会長 様  
自然環境部会長 様

広島県環境審議会  
会長 西 嶋 渉



諮問事項の付議について（依頼）

令和2年8月24日付けで広島県知事から別紙のとおり当審議会に諮問されました。  
については、広島県環境審議会運営要綱第3条の規定により、貴部会に次の諮問事項  
を付議します。

諮問事項

第5次広島県環境基本計画の策定について